志賀町移住定住促進空家リフォーム再生等助成金の申請について

志賀町では、移住・定住の促進と地域の活性化を図るため、町内の空家を取得し、定住する転入者に対して助成金を交付します。申請する場合は、下記をお読みいただき、必要な書類を添えて提出して下さい。

対象者

町内の空家を取得し、定住する転入者が対象です。ただし、申請時点において以下の条件をすべて満たしている場合のみ、補助を受けることができます。

※当該補助金において、申請者・請求者・口座名義は同一でなければなりません。

<補助の条件>

下記の全ての項目を確認し、口にチェックしてください。全て2が入る方が対象者です。 (No. 10以下は該当者のみ2)

(NO. TU以下は該当有のの配)					
No.	はい	項 目			
1		申請者は取得及びリフォームした住宅の所在地に現に居住し、定住している。(第3条)			
2		取得及びリフォームした住宅は自己の居住の用に供し、生活するために必要な玄関、台所、便所、風呂及び居室を有する一戸建て住宅である(兼用住宅を含む)。(第2条、第4条)			
3		申請者は取得に係る売買契約及びリフォームに係る工事請負契約を締結した者である。(第3条)			
4		申請者は取得及びリフォームした住宅の登記名義人である。(第3条)			
5		申請者は本町出身者でない者で、次のいずれかに該当している転入者である。 2条) 【該当する方に②してください。】 ※本町出身者 本町に転入する以前に本町に居住したことがある者をいう。たたし、職務により本町に転入する直前に、連続して3年を超えて他市町村に居住しいた者を除く。			
	(1)		取得に係る売買契約及びリフォームに係る工事請負契約を締結した日 (契約日)において、他の市区町村に居住し、申請日において本町に転入している者		
	(2)		契約日において、転入後1年以内である者		
6		申請日において、申請者は18歳以上55歳未満である。(第3条)			
7		申請者及び居住者が、町税、町税に係る延滞金及び督促手数料を滞納していない。(第3条)			

8		過去に助成金の交付を受けた住宅でない。(同一の交付対象住宅につき取得費助 成金及びリフォーム助成金の申請はそれぞれ1回限りとする。)(第6条)		
9		申請者は志賀町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱の補助金の交付対象で ない。(第3条)		
10		申請者が日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2に定める在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に規定する特別永住者である。(第3条)		
		【取得費助成金の申請者のみ☑してください。】 取得する空家は、下記の全てに該当する空家である。 (第2条、第3条、第5条、第7条)		
	(1)		6か月間以上居住の用に供していない住宅である。	
	(2)		売主が6親等以内の親族でない。	
11	(3)		相続、贈与その他取得価格の伴わない事由による取得でない。	
	(4)		売買契約書の金額は、建物の取得費と土地の取得に要した経費及び上 下水道負担金並びに各種手数料等が分かれて記載されている。	
	(5)		固定資産税課税台帳に登録されている住宅である。	
	(6)		所有権移転登記が完了した日の翌日から3か月以内である。	
		【リフォーム助成金の申請者のみ☑してください。】 リフォームする空家の工事は、下記の全てに該当する。 (第2条、第5条、第7条)		
	(1)		助成金の交付を受けている(受ける予定を含む)空家の工事である。	
12	(2)		空家の居住部分の機能又は性能を維持又は向上させるための工事で、 別表第1に定める工事である。	
	(3)		町内建築業者(下請けを含む)を利用している工事である。 ※町内建築業者 次の①又は②に該当する者 ①建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する建設業の許可を 受けた個人又は法人で、町内に主たる営業所(建設業法第3条第1項に 規定する営業所をいう。)を有する者 ②その他町長が特に認める者 ※下請けで町内建築業者を利用したときは、町内建築業者が請け負った 工事費用のみ助成の対象とします。	
	(4)		対象工事が完了した日の翌日から3か月以内である。	

対象住宅

自ら居住するための新築一戸建て住宅(居住の用に供する部分と事業の用に供する部分が結合する兼用住宅(建築基準法施行令第 130 条の3に規定するものをいう。)を含む。)が対象です。ただし、兼用住宅の場合は、居住の用に供する部分に係る取得費用及び工事費用のみ助成金の対象となります。

本工象校

別表第1を参照

助成金の額

取得費助成金 最大 50 万円 リフォーム助成金 最大 50 万円

助成区分	助成金の額			
	空家の取得に要した費用の	取得費助成金及びリフォーム助成金		
取得費助成金	1/2以内で、50万円を限	ともに該当となる場合は、それぞれ		
	度とする。	の合計額とし、100万円を限度とす		
	町内建築業者(下請けを含	ි		
	む)を利用して行うリフォ			
リフォーム助成金	ーム工事費の1/2以内			
	で、50万円を限度とする。			

- 1 空家取得費及びリフォーム工事費には、土地の取得に要した経費及び上下水道負担金並びに各種手 数料等は含まないものとする。また、兼用住宅の場合は、居住の用に供する部分に係る取得費用及び 工事費用のみ助成の対象とする。
- 2 下請けで町内建築業者を利用したときは、町内建築業者が請け負った工事費用のみ助成の対象とする。
- 3 上記により算定された助成金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を助成金の額とする。

申請期間

登記法第3条第1項に規定する所有権移転登記が完了した日又は対象工事が完了した日から3か月以内に申請してください。

申請方法

「補助金等交付申請兼実績報告書(様式第1号)」に必要な書類を添えて、ふるさと創生室(志賀町役場本庁舎3階)へ直接提出してください。

上記の申請書や回の添付書類は、ふるさと創生室で配布しております。

	◎事業報告書(別紙その1)
	◎補助金等算定基礎計算書(別紙その2)
	◎下請負人の内訳書(別紙その3)(リフォームの場合)
	※町内建築業者が下請けで工事をしている場合
	◎町税納付状況調査同意書(別紙その4)
	◎誓約書兼同意書(別紙その5)
	◎補助対象チェックシート(別紙その6)
	住民票の写し(世帯全員のもの)
	戸籍の附票(世帯全員のもの)
	取得した建物の登記事項証明書(取得の場合)
	取得した空家又はリフォーム工事に要した費用を明らかにできる書類(売買契約書又は工事
ā	情負契約書及び工事内訳書の写し、領収書の写し、これに準ずるものの写し等)
	工事下請契約書の写し(リフォームの場合)
	※町内建築業者が下請けで工事をしている場合
	施工者が建設業法に基づく許可を受けたものであることを証明する書類又は商工会の推薦
틭	いまない はんしゅう しゅうしゅう しゅう
	現況写真(外観4方向、内観2方向)(取得の場合)
	リフォーム写真(リフォーム箇所の改修前、改修後)(リフォームの場合)
	◎委任状 ※申請者以外が代理で交付申請兼実績報告書を提出する場合
	その他町長が必要と認める書類
≪E	申請書と同時に提出可能》
	◎補助金等請求書(様式第3号)
	振込先の預金通帳等の写し

申請から交付まで

- ①売買契約又は工事請負契約を締結する(転入後1年以内又は転入前)
- ②住宅を取得又はリフォーム完了・取得した住宅に住所を移動する
- ③交付申請兼実績報告書の提出(登記法第3条第1項に規定する所有権移転登記が完了 した日又は対象工事が完了した日から3か月以内)
- ④申請書の審査後、交付決定の場合、交付決定兼額確定通知書を送付

- ⑤補助金等請求書の提出(交付決定後20日以内)
- ⑥ご指定の口座に振込
- ⑦経過報告書の提出(翌年度から毎年 12 月に提出)

問合せ・申請書提出先

志賀町役場 企画財政課震災復旧復興創生室(本庁3階)

TEL:0767-32-9301(直通) E-MAIL:iju@town.shika.lg.jp